

市内高齢者施設等 代表者各位

横浜市健康福祉局健康安全課
ワクチン接種調整等担当課長

高齢者施設等における新型コロナワクチンの 4 回目接種について（通知）

1 趣旨

高齢者施設等における新型コロナワクチンの 4 回目接種については、厚生労働省事務連絡（令和 4 年 4 月 27 日）に基づき、次のとおりに実施します。

なお、これまで接種間隔の確認不足等による接種事故が多発していることから、資料（3）「新型コロナワクチン 4 回目施設接種計画」を事前に作成し、接種管理を徹底するとともに、接種計画の作成後は、ワクチン配送に必要な項目について、電子申請フォームへのご回答（ご入力）をお願いいたします。

※ 電子申請フォームへの回答がない場合は、ワクチン配送の手配に支障が生じますので、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

2 接種開始時期

関係政省令等の改正後、施行された日以降（5 月下旬頃を想定）

※接種開始日（改正された関係政省令等の施行日）については決定次第、改めてご連絡します。

3 接種対象者

（1）60 歳以上の方

（2）18 歳以上で基礎疾患のある方（その他重症化リスクが高いと医師が認める方も含む）

かつ、接種日時点において、3 回目のワクチン接種完了日から 5 か月以上経過している方

	60 歳以上の入所者・利用者及び従事者	18 歳以上 59 歳以下の入所者・利用者及び従事者
基礎疾患がある	○ 接種対象です	○ 接種対象です
基礎疾患がない	○ 接種対象です	✗ 接種対象ではありません

※ 基礎疾患のない 59 歳以下の入所（入居）者・利用者及び従事者は接種できません（対象外です）
（対象となる基礎疾患については別紙参照）

4 対象施設

（1）高齢者入所施設、高齢者通所施設

（2）障害者入所施設、障害者通所施設

（3）生活保護法による保護施設、救護施設、更生施設

その他社会福祉法等による施設、社会福祉住居施設

5 施設接種の実施医療機関

施設接種は次の(1)もしくは(2)の医療機関が実施します。医療機関は施設接種に必要なワクチンを手配する必要がありますので、5月下旬以降の日程で医療機関と接種予定日の調整を始めてください。
※4回目の施設接種について医療機関（接種を行う施設（老健、特養診療所）含む）には、5月11日付で依頼文を送付しています。

(1) 施設 又は 敷地内の特定診療所

- ア 医師配置のある施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 等）
- イ 敷地内の特定診療所（保険医療機関コードがない場合は、付番が必要です）

(2) 上記以外の医療機関（協力医療機関、嘱託医の勤務医療機関、その他依頼をうけた医療機関）

※接種医療機関が決定していない場合は、添付の「施設接種協力医療機関リスト」をもとに依頼を行ってください。＜資料（5）参照＞

6 施設接種までの流れ ※四角囲み内に役割分担を記載しています。

詳細は、資料（2）新型コロナワクチン施設接種の手引き（別紙）[4回目接種の手引き]をご覧ください。

重要

(1) 接種計画の作成 施設

- ア 接種対象者のリストアップ及び3回目接種完了日（接種間隔）の確認 施設
- イ 接種予定日の調整 施設及び医療機関
- ウ 電子申請フォームで接種計画（ワクチン配送に必要な項目）を回答 施設

*** ワクチン配送を手配するために必要な項目となりますので、接種日の2週前の月曜日までに必ずご回答ください。（間に合わない場合は、下記担当までご相談ください）**

(2) 接種券、予診票の準備 施設

*** 接種券到達後の接種が原則となりますが、接種日までに接種券の到達が間に合わない場合は、資料（2）手引き（別紙）を参考に『接種券なし』の運用で接種を進めてください。**

(3) ワクチンの発注 医療機関

(4) ワクチンの受取 医療機関

(5) ワクチンの移送 医療機関

(6) 接種の実施 施設と医療機関

7 添付資料

- (1) 資料（1）新型コロナワクチン 高齢者施設等での接種に関する手引き
- (2) 資料（2）同 手引き（別紙）[4回目接種の手引き]
- (3) 資料（3）新型コロナワクチン4回目施設接種計画
- (4) 資料（4）管理番号早見表
- (5) 資料（5）施設接種協力医療機関リスト(令和4年2月7日版)
- (6) 資料（6）施設接種に関するQ&A<<4回目接種>>
- (7) 資料（7）【書式】予診票（2022年5月～）

(参考)厚生労働省事務連絡（令和4年4月28日）新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）

別紙 基礎疾患のある方（18歳以上）

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」より抜粋

1 次の病気や状態の方で、通院・入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※）、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している（※）場合）

（※） 重い精神障害を有する者として精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障害を有する者として療養手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者に該当する。

2 基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方

BMI30 以上の目安：身長 170cm で体重約 87 kg以上、身長 160cm で体重約 77kg 以上

※ 計算方法体重（kg）÷[身長（m）の2乗]

* 上記に該当する18歳以上60歳未満の方については、予防接種法(昭和23年法律第68号)第9条に規定する努力義務の適用はありません(希望があれば接種することができます)